

兵庫県公報

令和3年11月30日 火曜日 第4号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則

○ 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（住宅管理課）…………… 1

公布された法令のあらまし

◎兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第51号）

1 次の普通県営住宅を建設により整備し、家賃等を定めることとした。

種 類	名 称	位 置	戸 数
普通高層耐火住宅	宝塚山本住宅	宝塚市山本丸橋2丁目	44戸
	和田山枚田住宅	朝来市和田山町枚田	25戸

2 借上げに係る普通県営住宅の返還に伴い、次の普通県営住宅を用途廃止することとした。

普通高層耐火住宅	6団地	12戸
普通中層耐火住宅	3団地	3戸

規 則

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年11月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県規則第51号

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和35年兵庫県規則第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の部普通高層耐火住宅の款中195の項を196の項とし、194の項の次に次のように加える。

195	R元	宝塚山本住宅	宝塚市山本丸橋2丁目	11階建	11	0.9662	85,400
					11	1.0033	85,400
					22	1.1509	101,700

別表第1の1の部普通高層耐火住宅の款に次のように加える。

197	R元	和田山枚田住宅	朝来市和田山町枚田	6階建	5	0.4534	63,800
					7	0.5392	79,000
					2	0.5619	79,000
					6	0.6368	93,300
					5	0.7552	110,600

別表第1の2の部普通高層耐火住宅の款3の項中

「

1	0.4767	34,600
1	0.6852	45,300

」

を

「

1	0.6852	45,300
---	--------	--------

」

に改め、同款29の項中

「

3	0.8903	81,400
1	0.8903	82,100

」

を

「

2	0.8903	81,400
---	--------	--------

」

に改め、同款30の項中

「

6	0.6567	71,300
1	0.6567	71,500

」

を

「

5	0.6567	71,300
---	--------	--------

」

に、

「

2	0.8395	85,300
---	--------	--------

」

を

「

1	0.8395	85,300
---	--------	--------

」

に改め、同款32の項中

「

2	0.8149	63,800
---	--------	--------

」

を

「

1	0.8149	63,800
---	--------	--------

」

に改め、同款37の項中

「

1	0.8400	88,100
1	0.8400	89,200

」

を

「

1	0.8400	88,100
---	--------	--------

」

に、

「

1	0.8400	89,600
1	0.8400	92,000

」

を

「

1	0.8400	89,600
---	--------	--------

」

に、

「

1	0.8435	96,000
1	0.8502	83,100

」

を

「

1	0.8435	96,000
---	--------	--------

」

に、

「

1	0.9032	102,800
1	0.9390	105,000

」

を

「

1	0.9032	102,800
---	--------	---------

」

に改め、同款64の項中

「

4	0.8598	70,200
---	--------	--------

」

を

「

3	0.8598	70,200
---	--------	--------

」

に改め、同部普通中層耐火住宅の款4の項中

「

1	0.5366	38,300
1	0.6505	45,100

」

を

「

1	0.6505	45,100
---	--------	--------

」

に改め、同款20の項を次のように改める。

20	削除	
----	----	--

別表第1の2の部普通中層耐火住宅の款26の項中

「

1	0.9846	74,300
1	0.9978	74,400

」

を

「

1	0.9978	74,400
---	--------	--------

」

に改める。

附 則

この規則は、令和3年12月1日から施行する。